



発行 東京都

告示

目次

告示

○都市計画事業の認可(都市整備局都市基盤部調整課)一

○国民健康保険組合規約の一部変更認可(保健医療局保健政策部国民健康保険課)一

○令和八年度管理理容師資格認定講習会及び理容師資格認定講習会の指定(保健医療局健康安全部健康安全課)一

○指定納付受託者の指定(令和五年分第二回)一

○政治団体の收支報告書の要旨(令和六年分第二回)二

○政治団体の收支報告書の要旨(令和五年分第四回)二

規則(人)

○東京都告示第千百四十一号

○東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則(東京都監査事務局処務規程の一部改正)六

○技能検定員審査の実施(告示)(東京都監査事務局処務規程の一部改正)六

○教習指導員審査の実施七

令和七年十二月十九日 東京都知事 小池百合子

一 変更事項

組合の地区に係る事項

二 変更内容

組合の地区に群馬県邑楽郡千代田町を加える。

三 規約の変更の認可の年月日

令和七年十一月十七日

令和七年十二月十九日

東京都知事 小池百合子

○東京都告示第千百四十二号

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第十一條の四第二項の規定に基づく管理理容師資格認定講習会及び美容師法(昭和三十二年法律第一百六十三号)第十二条の三第二項の規定に基づく管理美容師資格認定講習会を次のように指定する。

令和七年十二月十九日

東京都知事 小池百合子

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財團法人理容師美容師試験研修センター

渋谷区笹塚二丁目一番六号 JMFビル笹塚〇一八

階

二 講習日並びに講習会の会場の名称及び所在地

(一) 管理理容師

令和八年六月二十三日、同月二十九日及び同月三十日

日

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

二 管理美容師

ア 令和八年四月十三日から同月十五日まで
国立オリンピック記念青少年総合センター
渋谷区代々木神園町三番一号

イ 令和八年五月十八日、同月十九日及び同月二十六

日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

ウ 令和八年六月二十三日、同月二十九日及び同月三十日

連合会館

千代田区神田駿河台三丁目二番十一号

三 受講料

二万円

告 示(教)

● 東京都教育委員会告示第四十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十九条の二の三第一項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、東京都会計事務規則（昭和三十九年東京都規則第八十八号）第三十七条の三の規定により告示する。

令和七年十二月十九日

東京都教育委員会

- 一 指定納付受託者の名称及び所在地
- 二 指定納付受託者に納付させる歳人の内容

- 東京都港区三田三丁目五番十九号
- 三 菊総研DCS株式会社
- 東京都立学校の授業料等徴収条例（昭和二十二年東京都条例第九十一号）第二条第一項第三号ハに規定する入

学考査料のうち、インターネット上の出願サイトを利用
して納付されるもの

三 指定日

令和七年十二月十九日

告 示(選)

● 東京都選挙管理委員会告示第百五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十一条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

令和七年十二月十九日

東京都選挙管理委員会

政治団体の収支報告書の要旨

(令和 5年分第4回)

政治団体の名称 自由民主党東京都中野区第三十三支部

報告年月日 令和 7年10月10日

円
265,535

1 収入総額

60,535

本年収入額

205,000

2 支出総額

225,535

3 前年繰越額
(翌年への繰越額)

40,000

3 本年収入の内訳

本部又は支部から供与された交付金に係る取
入

205,000

自由民主党中野総支部

4 支出の内訳

225,535

政治活動費

84,930

組織活動費
機関紙誌の発行その他の事業費

140,605

機関紙誌の発行事業費

140,605

●東京都選挙管理委員会公示 第四五十八号
政治資金規正法(昭和三十二年法律第四十九号)第十

一条第一項の規定による政治団体の収支報告書の提出があつたので、同法第一十条第一項の規定による、その数額を次のとおり公表す。

		令和七年十一月十九日	
		東京都選挙管理委員会	
政治団体の名称	自由民主党東京都新宿区第二十八支部	(翌年への繰越額)	0
報告年月日	令和 7年10月15日	3 本年収入の内訳	
1 収入総額	円 227,900	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	50,000
前年繰越額	円 27,900	自由民主党中央野総支部	50,000
本年収入額	円 200,000	4 支出の内訳	90,000
2 支出総額	円 143,800	政治活動費	90,000
(翌年への繰越額)	円 84,100	組織活動費	0
3 本年収入の内訳		政治団体の名称 安樹の会	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	200,000	資金管理団体の届出をした者の氏名 安田 真理	
自由民主党新宿総支部		資金管理団体の届出に係る公職の種類 区市町村議会議員	
4 支出の内訳		報告年月日 令和 7年12月 1日	
経常経費	円 46,800	1 収入総額	0
備品・消耗品費	円 46,800	2 支出総額	0
政治活動費	円 97,000	3 本年収入の内訳	1,039,500
組織活動費	円 97,000	4 支出の内訳	
政治団体の名称 自由民主党東京都中野区第三十三支部	報告年月日 令和 7年10月27日	大塚たかあきサポートーズ・クラブ	
報告年月日 令和 7年10月10日	1 収入総額 円 90,000	資金管理団体の届出をした者の氏名 大塚 隆朗	
1 収入総額	円 90,000	資金管理団体の届出に係る公職の種類 都道府県議会議員	
前年繰越額	円 40,000	5 寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)	
本年収入額	円 50,000	(寄附者)	
2 支出総額	円 90,000	(個人からの寄附)	
(翌年への繰越額)	円 7,009	(金額)	
		(住所)	
		前田 昌雄	100,000
		甲斐 麻莉子	1,000,000
			墨田区

政治団体の名称	石川孝一後援会
報告年月日	令和 7年10月15日
1 収入総額	円 0
2 支出総額	円 0

規則(人)

監令(監)

東京都公安委員会

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規

則を公布する。

令和7年11月十九日

東京都人事委員会

◎東京都人事委員会規則第十六号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を

改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則(平成二十八年東京

都人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「第二十八条第三項第一号括弧書」を「第二十八条第三項第一号」に、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合(令和九年以後の各年分にあっては、同項に掲げる場合)における同項の規定による」と改める。

附 則

1 ハの規則は、公布の日から施行し、ハの規則による改正後の東京都職員の退職管理に関する規則(以下「改正後の規則」といふ。)の規定は、令和七年十一月一日(以下「適用日」といふ。)から適用する。

2 改正後の規則の規定は、適用日以後に當利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うことになった場合について適用し、同日前に當利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行つたことなった場合については、なお従前の例による。

◎東京都監査委員会規則第11号

東京都監査事務局

東京都監査事務局処務規程(昭和五十六年東京都監査委員會令第一号)の一部を次のように改正する。

令和7年11月十九日

東京都監査委員 保坂 あやか

東京都監査委員 中村 ひかる

東京都監査委員 茂垣 之雄

東京都監査委員 後藤 靖子

東京都監査委員 小粥 純子

第六条の表総務課の項第二十一号中「出納職員等」を「会計管理者等」に改め、同表監査第一課の項第一号中「子供政策連携室」及び「都民安全総合対策本部」を削り、同表監査第一課の項第一号中「財務局」を「子供政策連携室、財務局、都民安全総合対策本部」に改める。

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証(以下「免許証」という。)又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(大型)
- (2) 中型自動車第二種免許若しくは中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(中型)
大型自動車第二種免許技能検定員審査
大形自動車第二種免許若しくは中型自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証(普通)

告示(公)

◎東京都公安委員会告示第428号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月19日

	3 審査項目及び審査細目	ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面	電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276
(1)	技能検定に関する技能	(2) 受付日時 令和8年1月5日（月曜日）及び同月6日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで	●東京都公安委員会告示第429号 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
(2)	技能検定に関する知識	(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課	技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
ア	技能検定員として必要な自動車の運転技能	(4) 申請に関する注意事項 ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年12月22日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日並びに東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に掲げる休日を除く。	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
イ	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	イ 写真は、申請書に貼り付けること。 ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。 エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び技能検定員資格者証を提示すること。	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
4	審査細目の免除	6 審査の種類 (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査 (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査 (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
5	審査の日時及び場所	7 審査手数料 22,200円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成2年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
(1)	日時 令和8年1月21日（水曜日）	8 携行品 (1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
(2)	場所 警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）	9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
6	申請手続	10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。
(1)	申請書類 ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）	イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）	会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

東京公報

(第18453号)

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許若しくは普通自動車第二種免許に係る免許証又は当該免許に係る特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項各号又は第5項各号のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

(1) 日時
令和8年1月21日（水曜日）
時間については申請書提出時に指定する。

(2) 場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の綿の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和8年1月5日（月曜日）及び同月6日（火曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和7年12月22日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日及び土曜日並びに東京都の休日にに関する条例（平成元年東京都条例第10号）第1条第1項に掲げる休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 免許証又は免許情報記録個人番号カード及び教習指導員資格者証を提示すること。

7 審査手数料

12,850円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成2年東京都条例第99号）別表第1

2 1 の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 免許証又は免許情報記録個人番号カード

(2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03(3581)4321 内線7251-5276

発行 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 電話 ○三(五三三二)一一一(代)
 郵便番号 163-8001
 都市定価 本号
 一箇月 六六〇〇円 (郵送料を含む。)
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)
 郵便番号 113-0001

 FSC ミックス紙
 FSC® C006270

